

(別表1)

作業種別における作業量

車両数：両、作業日数：日

			普通 清掃	大 清掃		観光 バス 清掃	周遊 バス 清掃	コミュ ニティ バス 清掃
バス整備工場 ・ 新栄営業所	車両数	月～金	22	8	月～ 金 土 日祝	8	7	3
	作業日数		241	241		365	365	154
	計		5,302	1,928		2,920	2,555	462
	車両数	土・日 祝	19	0	※周遊バスはバス整備工場 で、コミュニティバス及び観 光バスは新栄営業所で行う。			
	作業日数		124	0				
	計		2,356	0				

- ※ 作業日数は最大値であり、車両数については作業指示により変動がありうるものとする。
- ※ 周遊バス清掃について、サクラジマアイランドビューで使用した大型車両を含む。
- ※ 各作業種別における清掃車両については、出勤担当者の指示に従うこと。
- ※ 上表は、8月14日、8月15日については土曜日、12月29日から翌年1月4日については日祝で積算する。

車 両 清 掃 作 業 基 準 表 1

(普通清掃)

区 分			清 掃 方 法	適 要
内外	大 別	細 別		
車 内	床	床	塵芥・土砂を箒で掃きとり、よく絞ったモップ等で拭き取る。	モップは洗浄されたものを使用すること。
		ステップ		
	装 具	柱	アルカリ性液等（次亜塩素酸ナトリウムを含む）の希釈した水を含ませ、固く絞ったタオルで拭き取る。（ガラスについては前面を除く。）※その他乗客が触れる場所についても清掃すること。	作業のため、入口ドア・出口ドア等を開けたときは作業終了後完全に閉めること。 き損部分があった場合は運行管理者に報告すること。
		窓 枠		
		ガ ラ ス		
		吊 革		
		吊 棒 棒		
にぎり棒				
車内消毒散布	全 面	床面シート席下部を含む全面	消毒液薬品（塩化ベンザルコニウム）を散布する。	散布終了後は、車内に掲示してある消毒表に作業従事者の押印をし、発注者の確認を得ること。

※ただし、車内消毒散布については、毎月末に1回のみ行うこと。

車 両 清 掃 作 業 基 準 表 2

(大清掃)

区 分			清 掃 方 法	適 要	区 分			清 掃 方 法	摘 要					
内外	大 別	細 別			内外	大 別	細 別							
車 内	シート	シート及び背受面	固く絞ったタオルで拭き、乾いたタオルで拭く。 汚損部分は洗剤を使用し除去する。	最後部のシートを取り外し、塵芥等を掃き出すこと。	車 外	側 面	窓ガラス	自動車用希釈性撥水洗剤を使用し水洗い後、ドライワイパー等で拭き取り、乾いたタオルで拭く。	き損部分があった場合は運行管理者に報告すること。					
		背受裏面					系統幕ガラス							
	床	床	塵芥・土砂を箒で掃きとり、よく絞ったモップ等で拭き取る。	ドアガラス										
		ステップ		モップは洗浄されたものを使用すること。										
	天井	天井	水拭きし、乾いたタオルで拭く。 汚染部分は洗剤を使用し除去する。 ※その他乗客が触れる場所についてもアルカリ性液等（次亜塩素酸ナトリウムを含む）を用いたタオルで清掃すること。	作業のため、錠・金具等を外したときは作業終了後完全に施錠すること。 き損部分があった場合は運行管理者に報告すること。			側 面	外 板		後輪より後部は自動車用希釈性撥水洗剤を使用し水洗いし、乾いたタオルで拭く。				
		柱						扉		自動車用希釈性撥水洗剤を使用し水洗いし、乾いたタオルで拭く。				
	窓 枠	広 告 枠												
	ガ ラ ス	広 告 板												
	装 具	腰 板						水拭きし、乾いたタオルで拭く。 汚染部分は洗剤を使用し除去する。 ※その他乗客が触れる場所についてもアルカリ性液等（次亜塩素酸ナトリウムを含む）を用いたタオルで清掃すること。		作業のため、錠・金具等を外したときは作業終了後完全に施錠すること。 き損部分があった場合は運行管理者に報告すること。	側 面	窓 戸 袋	水拭きし、汚損部分は自動車用希釈性撥水洗剤を使用して除去後、タオルで拭く。	
		吊 革										外 板 バンパー	前後面	自動車用希釈性撥水洗剤を使用し水洗いし、乾いたタオルで拭く。
		吊 革 棒				前 照 灯								
		にぎり棒				黄 灯								
		広 告 枠				車 幅 灯								
		灯 具				尾 灯								
		天 井				制 動 灯								
		換 気 扇				フ ラ ッ シ ャ ー								
		クーラー吹出口				ミ ラ ー								
		後部ひな段				方 向 幕 ガ ラ ス								
	スピーカー	系 統 幕 ガ ラ ス												
	車 内 ミ ラ ー	車 内 ミ ラ ー				水拭きし、乾いたタオルで拭く。 汚染部分は洗剤を使用し除去する。 ※その他乗客が触れる場所についてもアルカリ性液等（次亜塩素酸ナトリウムを含む）を用いたタオルで清掃すること。	作業のため、錠・金具等を外したときは作業終了後完全に施錠すること。 き損部分があった場合は運行管理者に報告すること。	前後面		リヤガラス	自動車用希釈性撥水洗剤を使用し水洗いし、乾いたタオルで拭く。			
後部エンジンルーム 上張り														
フェンダー					泥土を水洗い除去する。									
							タ イ ヤ	自動車用希釈性撥水洗剤を使用し水洗いする。						
							フ ロ ン ト ガ ラ ス	自動車用希釈性撥水洗剤を使用し水洗い後、乾いたタオルで拭く。						

車 両 清 掃 作 業 基 準 表 3

(観光バス清掃)

区 分			清 掃 方 法	摘 要	区 分			清 掃 方 法	適 要	
内外	大 別	細 別			内外	大 別	細 別			
車 内	シート	シート及び 背受面 背受裏面	固く絞ったタオルで拭いた 後、乾いたタオルで拭く。 汚損部分は洗剤を使用し除去 する。	座席の下 通 路 運転席	車 外	側 面	窓ガラス	固く絞ったタオルで拭き取る。	き損部分があった場 合は、運行管理者に 報告すること。	
		天井					天井			ドアガラス
	床	床	塵芥及び土砂等を掃き取り、 モップ等で拭き取る。(モップ 等は洗浄後固く絞り使用するこ と)				マットは、ステッ プ台に立て置く。			外 板
		ステップ	ステップ台を水で洗いし、綺 麗に流した後、モップ等で拭き 取る。(モップ等は洗浄後固く 絞り使用すること) 側面と扉を固く絞ったタオル 等で拭いた後、乾いたタオルで 拭く。							扉
	装 具	窓 枠	窓枠は、内側から固く絞った タオル等で拭いた後、乾いたタ オルで拭く。 ※その他乗客が触れる場所につ いてもアルカリ性液等(次亜塩 素酸ナトリウムを含む)を用い たタオルで清掃すること。			汚染部分は、洗剤 を使用して除去す る。	外 板 バンパー			
			その他			固く絞ったタオル等で拭いた 後、乾いたタオルで拭く。 ※その他乗客が触れる場所につ いてもアルカリ性液等(次亜塩 素酸ナトリウムを含む)を用い たタオルで清掃すること。	作業のため、錠、 金具をはずしたとき は、作業終了後完全 に施錠すること。 き損部分があった 場合は、運行管理者 に報告すること。	前 照 灯 黄 灯 車 幅 灯 尾 灯 制 動 灯 フラッシャー		
	窓閉の確認		作業終了後は、窓が完全に 閉まっていることを確認するこ と。			雨が降った時、車 内(シート等)が濡 れるため。	ミ ラ ー 方向幕ガラス 系統幕ガラス リヤガラス 後部エンジン ルーム上張り			
							フェンダー	ウエスで汚れを拭き取る。		
							タ イ ヤ	ウエスで汚れを拭き取る。		
							フロントガラス	固く絞ったタオルで拭き取る。		

※車両清掃作業基準表1による車内消毒液散布を、毎月末に1回行うこと。

車両清掃作業基準表 4

(周遊バス清掃)

区分			清掃方法	摘要	区分			清掃方法	摘要
内外	大別	細別			内外	大別	細別		
車 内	シート	シート及び背面裏面	固く絞ったタオルで拭いた後、乾いたタオルで拭く。汚損部分は洗剤を使用し除去する。	き損部分があった場合は、運行管理者に報告すること。	側面	窓ガラス	固く絞ったタオルで拭き取る。	き損部分があった場合は、運行管理者に報告すること。	
		床	運転席・座席の下・通路・展望室の塵芥及び土砂等を掃き取り、ブラシで水洗いし、乾いたモップ等で拭きとる。			ドアガラス			
	床	ステップ	ステップ台を水で洗いし、綺麗に流した後、モップ等で拭きとる。(モップ等は洗浄後固く絞り使用する。) 側面と扉は固く絞ったタオル等で拭いた後乾いたタオルで拭く。			外板			扉
		柱	水拭きし、乾いたタオルで拭く。汚染部分は自動車用希釈性撥水洗剤を使用して除去する。 ※その他乗客が触れる場所についてもアルカリ性液等(次亜塩素酸ナトリウムを含む)を用いたタオルで清掃すること。			前後面			外板
	窓枠	バンパー							
	ガラス	前照灯							
	腰板	黄灯							
	にぎり棒	車幅灯							
	天井	尾灯							
	器具 その他	灯具			制動灯				
		クーラー吹出口			フラッシャー				
	スピーカー	ミラー							
	換気扇	車内ミラー			方向幕ガラス				
		換気扇	系統幕ガラス						
			リヤガラス		フェンダー	ウエスで汚れを拭き取る。			
		後部エンジンルーム上張り	タイヤ	ウエスで汚れを拭き取る。					
			フロントガラス	固く絞ったタオルで拭き取る。					
			屋根看板	前面・側面	固く絞ったタオルで拭き取る。				

※車両清掃作業基準表1による車内消毒液散布を、毎月末に1回行うこと。

車両清掃作業基準表 5

(コミュニティバス清掃)

区分			清掃方法	摘要	区分			清掃方法	摘要
内外	大別	細別			内外	大別	細別		
車 内	シート	シート及び背面裏面	固く絞ったタオルで拭いた後、乾いたタオルで拭く。汚損部分は洗剤を使用し除去する。	き損部分があった場合は、運行管理者に報告すること。	側面	窓ガラス	固く絞ったタオルで拭き取る。	き損部分があった場合は、運行管理者に報告すること。	
		床	運転席・座席の下・通路・展望室の塵芥及び土砂等を掃き取り、ブラシで水洗いし、乾いたモップ等で拭きとる。			ドアガラス			
	床	ステップ	ステップ台を水で洗いし、綺麗に流した後、モップ等で拭きとる。(モップ等は洗浄後固く絞り使用する。) 側面と扉は固く絞ったタオル等で拭いた後乾いたタオルで拭く。			外板			
		柱	水拭きし、乾いたタオルで拭く。汚染部分は自動車用希釈性撥水洗剤を使用して除去する。 ※その他乗客が触れる場所についてもアルカリ性液等(次亜塩素酸ナトリウムを含む)を用いたタオルで清掃すること。			扉			
	窓枠	車 外			外板 バンパー	固く絞ったタオルで拭き取る。			
	ガラス				前照灯 黄灯 車幅灯 尾灯 制動灯 フラッシャー				
	腰板				ミラー 方向幕ガラス 系統幕ガラス リヤガラス				
	にぎり棒				後部エンジン ルーム上張り				
	天井				フェンダー		ウエスで汚れを拭き取る。		
	灯具				タイヤ		ウエスで汚れを拭き取る。		
	クーラー吹出口				フロントガラス		固く絞ったタオルで拭き取る。		
	スピーカー				屋根看板		前面・側面		固く絞ったタオルで拭き取る。
	車内ミラー								
	換気扇								

※車両清掃作業基準表1による車内消毒液散布を、毎月末に1回行うこと。

鹿児島市交通局バス清掃業務仕様書

1 業務場所及び作業項目等

(1) 業務場所

- ① 新栄営業所 鹿児島市新栄町2番28号
- ② バス整備工場 鹿児島市新栄町20番12号

(2) 作業種別

「普通清掃」「大清掃」「観光バス清掃」「周遊バス清掃」「コミュニティバス清掃」

(3) 作業量等

作業種別における作業量は別表のとおりとし、単価契約とする。

2 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3 有資格者の保持

大型1種自動車運転免許を保有している者を、新栄営業所に常時1名以上配置すること。

4 作業種別ごとの内容は、以下のとおりとする。

(1) 「普通清掃」

- ① 作業日は、毎日とする。
- ② 作業時間は、18時00分から23時00分までとする。
- ③ 作業清掃の内容は、車両清掃作業基準表1のとおりとする。

(2) 「大清掃」

- ① 作業日は、平日のみとする。ただし、休日ならびに8月14日、8月15日、12月29日から1月3日までを除く。
- ② 作業時間は、8時00分から11時00分までとする。
- ③ 作業清掃の内容は、車両清掃作業基準表2のとおりとし、次のことについて留意すること。
 - (ア)清掃は、営業所を出庫する10分前までに終えることとし、終了時刻までに在車している全ての車両について終えること。
 - (イ)各車両の清掃は、出勤担当者の指示に従い、高圧洗浄機などを用いて水洗い後に清掃を行うこと。
- ④ 配車業務の内容は、指定の位置に車両を停めること。

(3) 「観光バス清掃」

- ① 作業日は、毎日とする。
- ② 清掃作業時間は、17時30分から23時00分までとする。
- ③ 作業清掃の内容は、車両清掃作業基準表3のとおりとする。

(4)「周遊バス清掃」

- ① 作業日は、毎日とする。
- ② 清掃作業時間は、17時30分から23時00分までとする。
- ③ 作業清掃の内容は、車両清掃作業基準表4のとおりとする。

(5)「コミュニティバス清掃」

- ① 作業日は、火曜日・木曜日・土曜日とする。
ただし、12月31日から1月3日は除く。
- ② 清掃作業時間は、20時00分から23時00分までとする。
- ③ 作業清掃の内容は、車両清掃作業基準表5のとおりとする。

5 次の事項を、作業員に周知徹底させること。

- (1) 本業務に必要な用具、消耗品（雑巾・モップ・自動車用希釈性撥水洗剤・ほうき・ホース・ドライワイパー・バケツ・タオル・吸水性モップ及びタオル等）及び消毒液撒布器具は、全て受注者で負担すること。
- (2) 作業従事者は、洗車用の給水の際にはストップノズル付のホースを使用し、節水に心掛けること。
- (3) 作業従事者は、本業務の遂行するにあたり車内に遺留品（貴重品を含む）を発見したときは、速やかに出勤担当者に車号を含めて報告するとともに当該遺留品を引き渡すこと。

6 作業員の出勤及び作業終了の報告

- (1) 作業員が出勤時に押印した出勤簿については、月末に提出する報告書に添付すること。
- (2) 清掃作業を終えたときは、現場責任者は車両番号を確認し、清掃台数を日々の報告書とともに運行管理者に報告すること。
- (3) 作業員が退勤するときは、現場責任者は各営業所の出勤担当者に報告すること。

7 本業務の遂行にあたり次の事項について留意すること。

- (1) 作業員の風紀、衛生その他身元一切に関して責任を負うこと。
- (2) 出勤表を作成して1月ごとに発注者に提出すること。
- (3) 作業員が出勤したときは、自ら出勤表に押印させ、出退勤を運行管理者に報告させるものとする。また作業員の休暇、遅刻、早退の場合は、交代の作業員を遅滞なく配置すること。
- (4) 作業員に対しては、常に服装を正させ、作業を安全かつ確実に行わせること。
- (5) 常に言語、態度に留意し、他人に不快の念を与えないように指導を行い、作業員に徹底させること。
- (6) 作業時に車両・施設・設備・機械器具等に損害を与えたとき、又は破損箇所を発見したときは、発注者に速やかに届けること。
- (7) 作業員は、車両の移動を行う場合は、免許保持者が行うとともに事故防止に十分留意すること。また、労務災害等の事故防止に努めるとともに、車両の往来に十分注意し、特に夜間作業時においては反射材を活用するなどして構内事故防止に努め、安全に作業が行えるように配慮すること。

- (8) 発注者が作業に要する洗浄剤または消耗品を試験使用させるときは、発注者の費用負担で行うこととする。
- (9) 作業員等が通勤等に使用する自動車による駐車場の使用は禁止とする。

8 労働環境の確認に関する特記事項

- (1) 受注者は、本契約の履行に従事する従業員に係る労働環境に関し、発注者指定の「労働環境に係る調査票」を記入し、本契約締結後速やかに提出するものとする。
- (2) 発注者は、「労働環境に係る調査票」の内容に疑義が生じたときは、受注者の事業所等において、関係書類の確認、本契約の履行に従事する従業員からの聞き取り調査等を行うことができるものとする。
- (3) 発注者は、(2)の結果、受注者の本契約の履行に従事する従業員の労働環境が不適切であると認められる場合は、受注者に対し改善を指示するものとし、受注者は、当該指示により行った改善の内容を記載した報告書を発注者に提出するものとする。

- 9 受注者は、契約締結後、速やかに作業員名簿（氏名・作業経験年数及び採用年月日等を記載）を発注者に提出するものとし、作業員に異動が生じたときは、直ちに異動届を提出すること。

車両清掃委託業務確認表

バス課長	係長	係

令和 7 年 4 月度 新栄 営業所

種目日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	小計
普通清掃																	0
普通清掃(消毒)																	0
大 清 掃																	0
観 光 バ ス																	0
周 遊 バ ス																	0
アイランドビュー																	0
あ い ば す																	0
消 毒																	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
確認印																	
種目日付	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		小計
普通清掃																	0
普通清掃(消毒)																	0
大 清 掃																	0
観 光 バ ス																	0
周 遊 バ ス																	0
アイランドビュー																	0
あ い ば す																	0
消 毒																	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
確認印																	

普通清掃1~16	935	×		0	台 =	0	円	観光バス1~16	220	×		0	台 =	0	円
普通清掃17~31	935	×		0	台 =	0	円	観光バス17~31	220	×		0	台 =	0	円
普通清掃月合計	935	×		0	台 =	0	円	観光バス月合計	220	×		0	台 =	0	円

大清掃1~16	880	×		0	台 =	0	円	周遊バス1~16	550	×		0	台 =	0	円
大清掃17~31	880	×		0	台 =	0	円	周遊バス17~31	550	×		0	台 =	0	円
大清掃月合計	880	×		0	台 =	0	円	周遊バス月合計	550	×		0	台 =	0	円

あいバス1~16	220	×		0	台 =	0	円	バス消毒1~16	605	×		0	台 =	0	円
あいバス17~31	220	×		0	台 =	0	円	バス消毒17~31	605	×		0	台 =	0	円
あいばす月合計	220	×		0	台 =	0	円		605	×		0	台 =	0	円

0 台 0 円